様式第３０号

添付書類の一部省略に関する確認書

受給者番号	
氏　　名	

※新規・転入申請の場合は、受給者番号は記入不要です。

下記１の添付書類の省略を希望する場合は、下記２(１)～(３)に該当することを確認（☑）した上で、提出してください。

１　添付の省略を希望する書類（希望する書類に☑を記入）

□	保険確認書類（資格確認書など）
□	市町村民税額がわかる証明書

２　下記(１)～(３)に該当することを確認（☑）してください。

(1) □	マイナンバー確認書類（マイナンバー付き住民票、マイナンバーカードの写し等）を提出すること ○省略した添付書類については、マイナンバー制度の情報連携で外部に必要情報の照会等を行います。
(2) □	必要な場合は、省略した添付書類等の追加提出を行うこと ○市町村民税の未申告等の理由により、マイナンバーで必要情報を確認できない場合や保険証（保険者）の変更が判明した場合は、後日、書類の追加提出が必要です。
(3) □	この(３)は、市町村民税額がわかる証明書を省略する場合のみ確認（☑）が必要です。 『保険確認書類』だけ省略する場合は、この(３)の確認（☑）は不要です。 『非課税収入申告書』（様式第 21 号）を提出すること ○階層区分（自己負担上限月額）を判定するために必要です。 『非課税収入申告書』の省略を希望する場合は、下の「階層区分の認定同意欄」の内容を確認の上、同意欄の□に同意（☑）してください。
階層区分の認定同意欄 この認定同意欄は、『市町村民税額がわかる証明書』を省略する場合で、上記(３)にチェックしない（非課税収入申告書を提出しない）場合のみ、同意（☑）が必要です。	
□	私は、以下の①又は②に該当し、階層区分が低所得Ⅰ（非課税世帯で患者又はその保護者の公的年金等の収入等が 80 万９千円以下、自己負担上限額１,２５０円）にならないことを了承する。 ① 課税者（世帯）である。 ② 非課税世帯又は課税状況が不明であり、公的年金等の収入等があるが、当該事項を証明する書類の添付を省略する。

【注意】（必ず確認願います。）申請書類に不備があった場合、不備の内容が解消されるまで受給者証を発行することができません。添付書類を省略して申請する場合は、保健所での受付時に申請内容の確認ができませんので、特に注意してください。